（様式７）

子育て支援事業計画書

施設名称：　○○○○

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 実施日数  及び時間 | 対象者 | 料　金 | 実施場所 |
| 子育て相談 | （例）  地域の子ども及び保護者の相互交流を進め、相談に対し、助言・必要な援助を提供し、子育てに関する不安の解消を図る。 | （例）  月曜～金曜  （祝日、年末年始除く）  ９時～14時 | （例）  地域の子ども及び保護者 | （例）  無料 | （例）  園内２階  子育て支援室 |
| 一時預かり | （例）  保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった子どもに対し、園にて預かりを行う。 | （例）  月曜～金曜  （祝日、年末年始除く）  ９時～14時 | （例）  ０歳～２歳児 | （例）  1時間200円  給食費250円 | （例）  園内 |
|  |  |  |  |  |  |

【参考】

認定こども園は、地域の子育て支援事業として次の事業のいずれかを実施する必要があります。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第12項、

及び省令第２条）

　①　地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

②　地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

③　保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業

④　地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

⑤　地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業